

第23回例会 通算第1224回例会 令和7年3月5日(水)

12:30～13:30 郡山ビューホテル

- ▶ 開会点鐘
- ▶ 国歌斉唱
- ▶ ロータリーソング「奉仕の理想」斉唱
- ▶ ロータリーの目的・四つのテスト唱和：本郷俊之さん
- ▶ ゲスト：福舩 透様(郡山南RC)

井上 厚 会長 挨拶

3月は水と衛生月間です。日本では飲み水はもちろん家事にも浄水場で処理されたのきれいな水を当たり前に使っていますが、世界では安全な水を使うことができない方が22億人もいるそうです。水と衛生の問題解決のためは財団補助金を申請する手段もあります。福舩透様の財団と会員増強の卓話を楽しみにしております。

▶ 3月の誕生祝い 橋本弘幸 親睦活動委員長



3月の誕生日の方は蔭山寿一さん、内田朝美さん、渡邊孝子さん、佐久間春さん、陰山知秀さん、平原憲さん、松川義行さん、佐藤正春さんです。

プログラム：ゲスト卓話

● 福舩 透 地区会員増強委員長 「ロータリー財団・会員増強」

私は郡山南RC所属、地区では会員増強委員会委員長、地区ラーニング委員会副委員長ほか2つほど仰せつかっております。内田朝美ロータリー財団委員長より、財団について話してほしいということで参りました。

ロータリー財団の寄付には年次基金、恒久基金、使途指定基金があります。

7つの重点分野に当てはまる「①平和構築と紛争予防」、「②疾病予防と治療」、「③水と衛生」、「④母子の健康」、「⑤基本的教育と識字率向上」、「⑥経済と地域社会の発展」、それと最近加えられた「⑦環境」に使われます。持続可能かつ大規模で国際的な活動にグローバル補助金が使われます。

次年度RI会長は財団の寄付金のために会員増強をしなければならいと言われています。地区の会員数は20年前から654名が減少しています。会員の減少により財団の寄付金が上がらないこととなります。入会1～3年で約8%が退会しています。新会員が入ったときには指導者をつけて、2～3年間しっかりフォローしていただきたいと思っています。

12月、3月、6月に会員減少が予測されますので、皆さんで退会防止に努めていただき、世界で「もっとよいことをしよう」というロータリー財団へのご協力をよろしくお願いいたします。



第24回例会 通算第1225回例会 令和7年3月12日(水)

例会変更

ひなまつり例会

18:30～ 会場：エルマール

▶ 開会点鐘

井上 厚 会長 挨拶

ひなまつり例会にお集まりいただきましてありがとうございます。2月は雪ばかりでしたが、日中はやっと温かさを感じられるようになりました。3月は私の仕事が忙しくなっていく始動の時期です。皆様もお仕事のエンジン始動の時期ではないでしょうか。今日のひなまつり例会を円滑始動の潤滑剤としていただきたいと思います。

▶ 橋本弘幸 親睦活動委員長

ひなまつり例会ということで、入口に雛壇飾りが飾ってあります。シェフはじめスタッフが会場のムードづくりやメニューの内容などに配慮してくれました。楽しい時間を過ごしていただければ、井上会長の親睦を深めるということにもつながりますので、今日はよろしく願いいたします。蔭山寿一さんの会社が75周年を迎えたということなので、乾杯の音頭をお願いしたいと思います。



▶ 乾杯挨拶 蔭山寿一さん

非常にハードな3月を過ごしておりまして、3月1日が創業記念日、3月3日がひなまつり、3月9日が誕生日、昨日3月11日には東日本大震災の追悼で石破総理が福島市にお見えになり、イノベーションコースト構想の参画企業5社の座談会で石破総理とお話をさせていただくという、ハードな10日間を過ごしてまいりました。



第25回例会 通算第1226回例会 令和7年3月19日(水)

12:30~13:30 郡山ビューホテル

- ▶ 開会点鐘
- ▶ ロータリーソング「奉仕の理想」斉唱
- ▶ 四つのテスト唱和：佐藤功一さん
- ▶ ゲスト：佐藤雄三 中央分区ガバナー補佐(郡山東RC)
小池正幸 中央分区幹事(//)

井上 厚 会長 挨拶

3月30日(日)にアイラブロード事業をまた行いますので、皆様振ってご参加ください。

佐藤雄三 中央分区ガバナー補佐 挨拶



今年度もあと3ヶ月ほどとなりました。会長幹事さんは気を引き締めて、年次計画書の各委員会の目標を達成しているか、進捗状況をチェックして、良い年度末を迎えたいと思いますので、よろしくお願いします。

プログラム：会員卓話

● 本郷俊之 クラブ奉仕委員長 「介護保険制度について」



介護保険制度ができた背景は、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズが増大したことです。一方で核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も大きく変化してきました。老人福祉法とか老人医療制度などでは限界だということで、

1997年に成立して2000年に施行されました。

介護保険制度の大きな目的は自立支援、利用者本位、社会保険方式で、公費と保険料が50%ずつで賄われています。公費は国庫負担金25%、都道府県と市町村負担金25%、保険料は第1号被保険者(65歳以上)が23%、第2号被保険者(40~64歳)の負担が27%です。第1号被保険者は3525万人で、介護保険の受給要因は、要介護度1、2、要支援1、2です。第2号被保険者は4192万人で、受給要因は末期がん、関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(特定疾病)に限定されます。介護保険給付における利用者の負担は、基本的には1割です。利用される方の収入とか世帯収入などにより2~3割負担となります。施設に入居してサービスを受ける場合、居住費、食費、日常生活費等は原則自己負担です。

在宅で受けるサービスは訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護などです。施設に通って受けるサービスは通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護、医療型のショートステイなどです。入所施設は介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム・特養)、介護老人保健施設(老健)があります。

認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、介護付き有料老人ホームも介護保険制度のひとつです。

サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)が結構普及しています。私どもにも土屋病院の東側にサービス付き高齢者向け住宅くさ埜(の)があります。

特別養護老人ホーム(特養)は、要介護者に入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設と定められています。入居条件は65歳以上で要介護度3以上と認定された方、40~64歳で特定疾患により要介護度3以上と認定された方です。終身にわたって生活できる施設ですが医師の常駐は求められていません。

介護老人保健施設(老健)は、主として心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し世話をを行うことを目的とする施設です。要介護者でリハビリとか機能回復訓練をして自宅に帰ってもらうのが老健の本来の目的です。入居条件は65歳以上で要介護1~5と認定された方で、医師が常駐しています。

今我々がやっているのは介護医療院という種類の施設です。要介護者で主として長期にわたり療養が必要である者に対し世話をを行うことを目的とする施設で、終身にわたり、要は最後まで入所していただいても、短期間入って在宅に帰るという形でも大丈夫という施設で、医師が常駐しております。介護医療院は、医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設として、2018年(平成30年)に創設された比較的新しい施設です。今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、医療処置等が必要で、自宅や特養等で生活が困難な高齢者に対応できる受け皿となることが期待されています。

世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯がどんどん増え続けているという状況があるので、介護保険制度はますます需要が増えていき、もちろん費用も増えていきます。介護保険制度、介護保険料だけで賄うには容易でないということで、少しでも介護保険の負担を抑えられるのではないかと、国は地域全体で高齢者を支えていくような仕組みを作ろうということで、地域包括ケアシステムを打ち出しています。地域を支えていくような仕組みが地域包括ケアシステムです。

私どもが田村町に紫泉の里を開設したのが1996年で、来年で30周年を迎えます。紫泉の里は今年1月末まで老健でしたが、2月1日に介護医療院へ転換をいたしました。介護医療院に転換して新たなスタートとなりました。

▶ 土屋繁之 戦略計画委員長

老健は急性期などのある程度の治療が終わった人たちを、リハビリとか身の回りのお世話をして家に戻せるまでにする施設です。ところが最近老健に入ると出られない方が多いことから、看取りまでのきちんとした介護と医療環境を作ろうというのが介護医療院です。本郷さんは元銀行マンなので数字を全部試算して介護保険課に何度も通ってくれて、地域の介護保険の施設として認めてもらい、老健から介護医療院に移行できました。若干経営状況が改善し、スタッフの数も増えてより手厚い介護と看取りまで、質の高い医療と介護が提供できるので、今後このような施設が増えてくるのではないかと思います。

